

審査基準（公表用）

様式第3号

所管部（局）・課

水産課

法令名	公有水面埋立法			法令番号	大正10年法律第57号		
手続名	埋立権の譲渡の許可			根拠条項	第16条第1項		
審査基準	1. 「公有水面の埋立ての適正化について」（昭和40年9月1日港管第2021号、建設省河発第341号、運輸省港湾局長及び建設省河川局長通達）の記の1及び記の3による。						
	受付機関	水産課 （農林事務所）	処理機関	水産課	交付機関	水産課 （農林事務所）	標準処理期間 30日
						標準経由期間 10日	No.